

2. 法制度等

- 子どもの読書活動の推進に関する法律 平成十三年法律第百五十四号
- 第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について
出典：文部科学省 子供の読書活動推進に関する有識者会議（第1回）配付資料
- 第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要① ②
出典：文部科学省 子供の読書活動推進に関する有識者会議（第1回）配付資料
- 第三次東京都子供読書活動推進計画について〈概要版〉
出典：東京都教育委員会ホームページ「東京都子供読書活動推進計画
未来を支える読書」
- 第三次東京都子供読書活動推進計画について〈主な取組〉
出典：東京都教育委員会ホームページ「東京都子供読書活動推進計画
未来を支える読書」

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年法律第百五十四号

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について

資料3

平成29年8月

文部科学省生涯学習政策局青少年教育課

経緯

- H13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」成立
- H14年8月 「第一次基本計画」閣議決定（H15年度～19年度）
- H20年3月 「第二次基本計画」閣議決定（H20年度～24年度）
- H23年9月 「国民の読書推進に関する協力者会議」報告書
- H24年7～12月 関係団体、有識者ヒアリング
- H24年12月 中教審スポーツ・青少年分科会
「第三次基本計画(骨子案)」について
- H24年12月 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(告示)」
改正
- H25年3月～4月 「第三次基本計画(案)」パブリックコメント
- H25年3月 中教審スポーツ・青少年分科会
- H25年5月17日(金) 「第三次基本計画」閣議決定

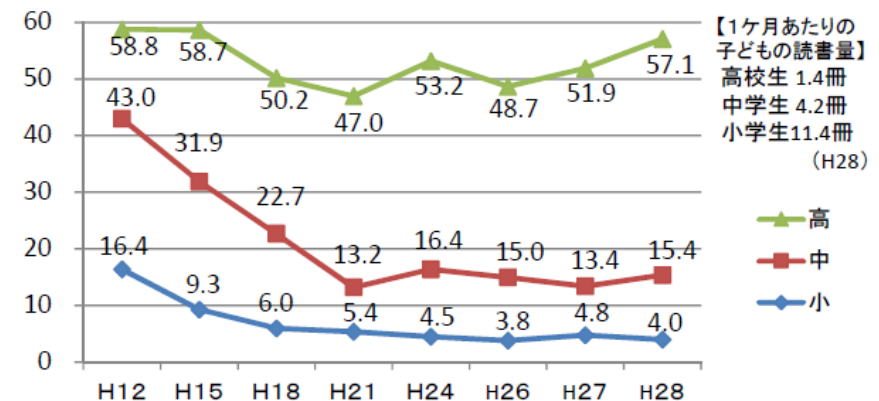
《参考1》子どもの読書活動の推進に関する法律(H13) 一抄一

第8条

- 1項 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。
- 2項 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3項 前項の規定は、子ども読書推進基本計画の変更について準用する。

《参考2》子どもの読書量

小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれて、子どもたちが読書をしなくなる傾向にある。



出典：【第62回学校読書調査】

▼調査(社)全国学校図書館協議会、毎日新聞社

▼調査時期 平成28年6月

第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」概要①

1. 第三次子ども読書推進計画とは

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、今後おおむね5年(H25-29年度)にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするもの

2. 現状と課題

《現状》

- ①図書館数 (H20年度) 3,165館 → (H27年度) 3,331館
- ②児童への貸出冊数(年間)
(H19年度) 約1億3,420万冊 → (H26年度) 約1億8,773万冊
- ③読解力 (H24年度) 4位/65か国 → (H27年度) 8位/70か国

《課題》

①学校段階における差が依然として大きい

※不読率(H28)	小学生	4.0%
1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合	中学生	15.4%
	高校生	57.1%

②地域間の取組の差が大きい

	市	町	村
※市町村計画策定率(H28年度)	88.6%	66.5%	51.9%
※市町村別公立図書館設置率(H27年度)	98.4%	61.5%	26.2%

3. 基本的方針

①家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組

- ・家庭、地域、学校が担うべき役割の明確化。
- ・国、地方公共団体、民間団体等が連携を図りながら子どもたちが読書に親しむ機会を提供。

②子どもの読書活動を支える環境を整備

- ・読書環境の地域格差の改善。
- ・読書に親しむ機会の提供、施設・設備の整備。

③子どもの読書活動に関する意義の普及

- ・読書活動の意義の普及に努め、社会的機運の醸成を図る。

4. 推進体制等

①国

関係省庁、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携を深めるとともに、子どもの読書活動を推進するための関連情報を収集、提供する。

不読率の改善

《策定時(H24)》	第三次基本計画 【指標】(H29)	《参考(H34)》
小学生 4.5%	→ 3%以下	→ 2%以下
中学生 16.4%	→ 12%以下	→ 8%以下
高校生 53.2%	→ 40%以下	→ 26%以下

今後10年間で不読率の「半減」を目指す

※参考(H28)	小	4.0%
	中	15.4%
	高	57.1%

②地域

都道府県・市町村は「子ども読書活動推進計画」を策定する(法第9条)。都道府県は100%の策定率だが、市町村はさらなる策定を目指す。

市町村推進計画の策定率の向上

《策定時(H24)》	※参考(H28)	→	【指標(H29)】
市 76%	市 88.6%	→	100%
町村 45%	町村 63.6%	→	70%以上

③子どもと本をつなぐネットワーク

子どもと本をつなぐ全ての人の連携を促進するため、国、地方公共団体、民間団体が各々の活動内容を充実させ、連携・協力を図る。

第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要②

5. 子どもの読書活動の推進のための方策

① 家庭

◆家庭での読書の習慣づけ

- ・理解の促進
- ・ブックスタート (乳児健診時に、読み聞かせ方法の説明・絵本の配布)

④ 民間団体等

◆読書週間等のキャンペーンの実施

- ◆民間団体等の活動支援 (子どもゆめ基金)
- ◆ボランティアグループ、企業の社会貢献活動

⑤ 普及啓発活動

◆「子ども読書の日」(4月23日)

◆「文字・活字文化の日」(10月27日)

◆優れた取組の奨励

- ・優れた実践をしている学校、図書館、民間団体、個人を表彰 (うちどく)
- ・家庭ふれあい読書(家読)等の推進
- ・書評合戦(ビブリオバトル)の推奨
- ・読書活動を通じた国際交流の推進

◆優良な図書の普及

- 児童福祉文化財として推薦される優良図書を 図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等に配布

② 地域

◆図書館の役割と取組

- ・読書活動に関する情報提供の推進 (ネット活用による情報提供)
- ・学校図書館との連携強化
- ・ボランティア活動の促進(ボランティア登録制度等)

◆図書館の機能強化

①公立図書館の整備

- ・都道府県100%、市98.4%、町61.5%、村26.2%
- ・未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を考慮し、図書館の設置に努める

②図書館の資料、施設等の整備・充実

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(告示)(H24年12月)を踏まえ、以下を推進

- ・移動図書館の活用
- ・情報化の推進(オンライン閲覧目録(OPAC)等の導入)
- ・子どもの利用のためのスペース整備(児童室等)
- ・障害のある子どものための諸条件の整備・充実 (点字資料、大活字本、録音資料等)
- ・運営状況に関する評価等の実施

◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実

◆その他

- ・「国際子ども図書館」と学校図書館等の連携
- ・大学図書館の知見や資料の活用
- ・児童館での読み聞かせやお話を

③ 学校等

◆幼稚園、保育所、認定こども園

- 幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

◆小学校、中学校、高等学校等

①学習指導要領

- 言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実

②読書習慣の確立、読書指導の充実

- ・全校一斉読書活動
- ・児童生徒による読書目標の設定
- ・卒業までの読書目標の設定
- ・障害のある子どもの読書活動の推進

◆学校図書館の資料、施設等の整備・充実

①学校図書館図書整備等5か年計画(H29-34年度)《地方交付税措置》

- ・学校図書館図書標準
単年度約220億円(5か年総額約1,100億円)
- ・学校図書館への新聞配備
単年度約30億円(5か年総額約150億円)

②学校図書館図書標準の達成

現状(H27年度末)
小学校 66.4%
中学校 55.3%

学校図書館図書標準の達成

◆学校図書館の情報化

- ・コンピューターの整備、図書情報のデータベース化等

◆司書教諭、学校司書等の人的配置の推進

- 《学校司書の配置に対する地方交付税措置》
単年度約220億円(5か年総額約1,100億円)

第三次東京都子供読書活動推進計画について〈概要版〉

子供の読書活動の推進に関する法律(平成13年)
 第八条(子供読書活動推進基本計画)
 …政府は、…子供の読書活動の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。
 第九条(都道府県子供読書活動推進計画等)
 …都道府県は、…子供の読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。

第二次計画(計画期間:平成21~25年度)

〈主な目標〉

- 1 未読者率(不読率)の改善
平成25年度までに平成19年度の半減
- 2 読書環境の整備
区市町村での子供読書活動推進計画の策定の推進、及び読書活動を支える人材の育成

〈主な取組〉

- 1 未読者率(不読率)の改善
 - ・教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記(小・中・高・特)
 - ・朝読書(小・中)、読書週間・読書月間(高)の実施
 - ・学校における読書活動実践事例の情報提供
- 2 読書環境の整備
 - ・区市町村における推進計画策定への働き掛け
 - ・学校図書館の担当教諭等を対象とした読書活動の研修
 - ・ボランティア活動の手引き(DVD)の作成

〈成果〉

1 未読者率(不読率)の改善

	小2	小5	中2	高2
H19調査	5.8%	9.0%	23.4%	47.8%
	↓	↓	↓	↓
H25調査	2.6%	5.4%	13.2%	31.8%
(H25目標)	2.9%	4.5%	11.7%	23.9%
H24調査(全国) 小学生4.5% 中学生16.4% 高校生53.2%				

2 区市町村での計画策定(自治体数)

	H19	H21	H23	H25
策定済み	36	42	46	49

〈課題〉

- 1 未読者率(不読率)は改善傾向にあるが、中2及び高2では目標達成に至っていない。
- 2 未読者率の改善のみならず、読書の質の向上も必要。
- 3 更なる読書環境の整備が求められる。

第三次計画(計画期間:平成27~31年度)

第三次計画の策定に当たり、平成26年6月下旬から学識経験者、学校長(小・中・高・特支の図書館研究会等)、区・市教育委員会教育長、公立図書館長等、教育庁・生活文化局・福祉保健局の関係者で構成する検討委員会を設置し、検討。

〈本計画の特徴〉

- 「読書の質の向上」を新たに目標の一つに加える。
一人一人の興味・関心に合った本を読み、読書の幅を広げ、読解力をつけるための「読む本の質の向上」、及び読書に喜びを感じたり、目的をもって本を読んだり、考えを深めたり、他人に伝えたりするための「読書に主体的に関わる態度の育成」を図る。
- 読書活動に直接関わる取組を、実施する主体間で確実に連携し効果的に実施できるよう、「乳幼児」、「小・中学生」、「高校生等」、「特別な支援を必要とする児童・生徒」の成長段階別の構成とする。

〈主な目標〉

1 不読率の更なる改善

平成31年度までに平成25年度の3割減(平成35年度までに半減)

	H25	H31	H35目標		H24	H34
小2	2.6%→	1.8%	→ 1.3%] 小学校全体で2%以下を目指す。	小	4.5% → 2%以下
小5	5.4%→	3.8%	→ 2.7%		中	16.4% → 8%以下
中2	13.2%→	9.2%	→ 6.6%		高	53.2% → 26%以下
高2	31.8%→	22.3%	→ 15.9%			

2 読書の質の向上

読む本の質の向上、及び読書に主体的に関わる態度の育成

3 読書環境の整備

区市町村での子供読書活動推進計画の策定の推進及び読書活動を支える人材の育成

〈主な取組〉

○乳幼児

読書を好きになり、身近に感じることができるよう、乳幼児健診等の様々な機会を活用して、子供への読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性についての啓発を行う。更に、子供が生まれる前から保護者等への働き掛けも行う。

○小・中学生

目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書で「気に入ったフレーズ」等を伝える機会を設ける取組や、中学生が小学校や幼稚園で読み聞かせを行う等の異年齢・校種間の交流等を進めていけるよう区市町村を支援していく。

○高校生等

課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業等において文章理解や調べ学習等の指導を推進していく。また、読書の幅を広げ、読解力を向上させるため、多様なジャンルのおすすめ本の解説等を発信し、高校での活用を促していく。

○特別な支援を必要とする児童・生徒

読書に親しむことができるよう、障害の状況に応じて、読み聞かせ等の工夫やデージー図書等IT機器の一層の活用等の指導を行う。また、発達障害等の児童・生徒に対する指導事例を紹介していく。

○オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の推進

海外や自国のスポーツや文化を調べる・紹介する等のオリンピック・パラリンピック教育を通じた読書活動を行う。

第三次東京都子供読書活動推進計画について〈主な取組〉

		取組名	取組概要
第1章 成長段階に合わせた取組			
乳幼児	2 読書の質の向上	継続 1 子供の読書に関する相談事業及び啓発資料の活用	都民からの読み聞かせや読書に関する相談対応（電話、メール、カウンター等）を引き続き行います。また、保護者や乳幼児に関わる人を対象に作成した啓発資料を使いやすく改訂します。
		新規 2 区市町村立図書館の乳幼児サービス実施への支援	区市町村立図書館では、それぞれの地域の状況に応じた乳幼児サービスを行っています。これらの活動に関する情報を把握・集約し、図書館間で共有できるように努めます。また、都立多摩図書館で行っている乳幼児おはなし会の成果を踏まえた、おはなし会実施のためのハンドブックを作成・配布するとともに研修等で活用し、区市町村立図書館のサービスを支援します。ハンドブックは、乳幼児に関わる方が広く活用できるよう、都立図書館ホームページに掲載します。
		継続 3 乳幼児健診を利用した読み聞かせの実演〔区市町村立図書館による支援〕	保健所・保健センターでの乳幼児健診などにおいて、子育て支援に関わる部署と連携して読み聞かせを行うことにより、子供と保護者が共に楽しむ体験を持つような取組が期待されます。また、その後の読書活動に繋がるよう、図書館の利用方法の紹介なども併せて行うことが望まれます。
		新規 4 読み聞かせ講座の実施〔区市町村立図書館による支援〕(事例:生まれる前からの支援としての取組事例)	これから保護者となる方や乳幼児を持つ保護者に乳幼児期の読み聞かせの役割などを働き掛けていくための啓発講座を開催することが望まれます。乳幼児期からの読み聞かせについて様々な取組がなされている中で、子供が生まれる前の段階から取組が行われている自治体もあります。お腹にいる赤ちゃんに話しかけ、読み聞かせを行うことで親子のきずなを深め、読み聞かせの大切さをこれから保護者となる方々に伝える取組の事例を紹介します。
		新規 5 家庭での読み聞かせの支援〔区市町村立図書館による支援〕	保護者が家庭において絵本の読み聞かせを行い、保護者と子供が触れ合いを楽しめるよう、絵本の選び方や読み聞かせについて図書館の担当者が相談に応じることが大切です。
小・中学生	1 不読率の改善	継続 6 教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記〔小・中学校等に期待される取組〕	読書活動を学校全体で計画的に進めていくため、教育課程届の「指導の重点」に読書活動に関する取組を明記し、さらにその具現化を図るため、校内体制の整備及び学校図書館の充実が望まれます。区市町村教育委員会へ働き掛けていきます。
	1 不読率の改善 2 読書の質の向上	充実 7 朝読書や各教科等における読書活動の工夫	朝の時間や各教科等での学習において読書活動を効果的に取り入れている取組を紹介し、各学校における読書指導の充実を行うことによって子供の読書習慣を確立するよう支援していきます。 ① 朝読書に、子供たちが目的を持って読書できるよう「今読んでいる本の面白さを伝える」などの活動を取り入れる。 ② 各教科等の年間指導計画において、学校図書館の活用を位置付け、効果的な読書につなげる。 ③ 近隣の公立図書館と連携し、学校図書館の蔵書だけでなく、子供たちの多様な興味・関心に応じて書籍を提供する。
	2 読書の質の向上	新規 8 異年齢交流事例の発信〔乳幼児、高校にも掲載あり〕	異年齢・異校種間の交流において、児童・生徒が読み聞かせ等の読書によるコミュニケーションを通して、絵本や物語などの多様な本に触れたり目的を持って本を選び、豊かに表現したりしている事例を紹介します。
	3 読書環境の整備	新規 9 学校図書館リニューアル事例の発信〔高校にも掲載あり〕	書架の配置やレイアウト、新コーナーの設置等子供が楽しく利用できる工夫についての事例を収集し、情報を発信します。
		新規 10 都立図書館の施設・設備の充実〔高校にも掲載あり〕	児童・青少年サービスを行う都立多摩図書館は、平成28年度に移転し、東京都における子供の本や読書活動に関わる専門的機関として、区市町村立図書館や学校図書館等のモデルとなるような取組を一層進めていきます。 ① 児童へのサービスを行う「こどものへや」を設置する。調べものを支援するための展示を行う等配架の工夫や、小さな子供も相談しやすいカウンターを設置し、専門の職員が子供や子供の読書に関わる大人からの質問に対応する。 ② 中高生の読書を支援する「青少年図書エリア」を設置する。また、中高生のグループ学習を支援するための「グループ学習室」を設置する。

		取組名	取組概要
高校生等	1 不読率の改善	継続 11 教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記	都立学校の教育課程届における全校の「指導の重点」に読書活動を明記することとし、各校において、学校全体で計画的に読書週間等の、具体的な読書活動の取組を進めていくこととします。
		新規 12 学校訪問の実施による取組事例紹介	読書活動が盛んな高校や不読率が改善した高校の取組事例を収集し、発信していきます。 また、不読率の高い学校に対し、学校長や司書教諭、学校司書にヒアリングを行い、状況を把握した上で、他校の取組事例を紹介するなど、改善に向けた取組を支援します。
	1 不読率の改善 2 読書の質の向上	新規 13 各教科等における文章理解や調べ学習等の指導の工夫	各学校は各教科等の授業において、生徒の読書への関心を高め、読書習慣を身に付けさせる指導の充実を図るとともに、読書の幅を一層広げ、文字・活字文化に対する理解を深めさせるための指導の工夫を行っています。今後、読書活動の充実に資するため、文章理解や調べ学習等を効果的に行う指導の工夫について助言を行います。
	2 読書の質の向上	新規 14 書評合戦の実施	全ての都立高等学校、都立中等教育学校後期課程で、生徒同士が本の魅力を紹介し合う書評合戦の取組を実施するとともに、書評合戦校内予選を勝ち抜いた各学校の代表生徒が一堂に集う「高校生書評合戦東京都大会」を開催します(平成25年度から)。書評合戦の取組を今後も実施し、生徒の不読率の改善や読書により感じたことや得たことを自分の言葉で伝える取組を実施していきます。
		新規 15 おすすめ本紹介・選書支援・書評に取り上げられた本情報の提供	都立図書館では、様々なジャンルのおすすめ本の解説を定期的に都立図書館ホームページの学校支援のページに掲載します。 また、新たに出版される青少年用図書の新着情報を都立高校に定期的に配信し、選書支援を行います。さらに、新聞等の書評に取り上げられた高校生向けの本を都立高校に情報提供することにより、話題の本や多様な人が選んだ本などに触れる機会を提供し、読書への興味関心を高めるよう支援します。
		新規 16 生徒と図書館をつなぐ取組	高校生を図書館に招いて、本や図書館の魅力について伝える取組を実施します。参加した生徒がそこで得た本や図書館の情報や、読書の楽しさを学校に持ち帰り、他の生徒に伝えることにより、主体的な読書や図書館の利用促進に導きます。
特別な児童援を 生徒と する	1 不読率の改善	継続 17 教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記	教育課程届における全校の「指導の重点」に読書活動を明記することとし、各校において、学校全体で計画的に読書週間等の、具体的な読書活動の取組を進めていくこととします。
	2 読書の質の向上	新規 18 障害に応じた指導方法の工夫	児童・生徒一人一人の障害の状況に応じて児童・生徒が読書に親しむことができるように指導方法を工夫します。 ① 視覚障害の児童・生徒には、点字図書や拡大図書の蔵書の充実、デジター図書等IT機器の一層の活用を図る。 ② 聴覚障害の児童・生徒には、読書発表等様々な機会を通じて読書活動の活発化を図る。 ③ 肢体不自由の児童・生徒には、障害特性や発達段階に応じて電子図書の導入やコンテンツの開発を図る。 ④ 知的障害の児童・生徒には、読み聞かせや大型絵本等の利用や、パペットやペープサート、さわる絵本の活用等、視覚化や動作化などによる読書支援の工夫を図る。 ⑤ 病弱の児童・生徒には、一人一人の病気の状態等に配慮したICT機器の活用等により、読書に対する意欲を養う工夫をする。 ⑥ 発達障害等の児童・生徒には、読み書きの障害がある場合、視覚的に分かりやすいデジター図書等の情報機器の活用を図る。
	3 読書環境の整備	新規 19 特別支援学校の読書環境整備	読書活動を活性化させるための図書コーナーの工夫開発等に関するモデル校を指定するとともに、その成果を普及します。 学校図書館リニューアル事例を収集し、情報を発信します。また、都立図書館では学校の改築時に学校図書館開設準備支援を行います。

		取組名	取組概要
第2章 読書活動推進の基盤づくり			
画区 策市 定町 の村 推の 進計	3 読書環境 の整備	継続 20 区市町村における推進計画策定・更新 への働きかけ	本計画の説明会を開催するなど、区市町村における推進計画策定・更新への働き掛けを行います。
		継続 21 図書館未整備自治体(島しょ等)への協 力	公立図書館が未整備の自治体に対して、自治体と連携し、子供の読書活動や読書環境整備に関する助言、資料の貸出し等を行っていきます。
推読 進書 査状 活況 動	3 読書環境 の整備	継続 22 区市町村における読書活動推進状況、 児童・生徒の読書状況調査の実施	隔年(平成27, 29, 31年度)で読書活動推進状況、児童・生徒の読書状況調査を行います。また読書の質の向上に関して「身近な人との読書経験」や「読書が好きであるか」、「調べもののために資料等を読む」等の項目に着目し、読書状況の把握に努めます。調査結果は、区市町村や学校での読書活動の推進の参考となるよう公表してまいります。
人材 育成	3 読書環境 の整備	継続 23 司書教諭等への研修の実施	司書教諭をはじめとする学校図書館の担当教諭等を対象として、学校図書館を活用した授業等、学校全体として読書活動を充実させるための取組などを学ぶ研修「読書活動Ⅰ」及び専門的な知識や選書の仕方、読書の手法などを学ぶ研修「読書活動Ⅱ」を実施します。特に、新任司書教諭や都立高校の不読率改善が必要な学校の担当教諭への受講を促します。
		継続 24 都内公立図書館職員の研修の実施	都内公立図書館の児童・青少年サービス担当職員に対する専門研修(初任者向け研修、中級研修等)を引き続き行います。実施した研修のテキスト資料等を都立図書館ホームページに掲載し、研修情報の共有化を図ります。
		新規 25 ボランティアによる地域ぐるみの読書活 動推進	ボランティア活動を希望する方々に学校支援ボランティアや地域のボランティア団体等の、能力向上の研修などの取組を情報発信します。また、読み聞かせ手法の啓発資料を作成し、区市町村でのボランティアのスキルアップに役立てます。
		新規 26 読み聞かせボランティアの育成プログラ ムの開発	都立図書館で、特別支援学校への区市町村立図書館からの読み聞かせボランティアの派遣支援を行うため、多摩図書館がモデル事業を行うことにより、育成プログラムを開発します。さらに、育成プログラムのノウハウを区市町村立図書館に還元します。
第3章 オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の推進			
パオ ラリ リン ピッ ク・ ピッ ク・	◎ オリンピッ ク・パラリン ピック開催を 見据えた読書 活動の推進 (2 読書の質 の向上)	新規 27 オリンピック・パラリンピック教育と関連 付けた読書活動の推進	オリンピック・パラリンピック教育を推進していくに当たり、歴代のアスリートの努力や人生、1964年東京大会や過去のオリンピック・パラリンピックに関する書籍等を用いた調べ学習等、読書活動と関連させた効果的な授業を進めるなど、各学校の指導が充実するよう支援します。
		新規 28 オリンピック・パラリンピック学習読本の 活用	今後、作成されるオリンピック・パラリンピック学習読本を活用することで、オリンピック・パラリンピックの歴史や日本の伝統・文化等を学ぶきっかけとし、それらの知識を更に深めるため、関係する書籍に触れる機会を設定したり、図書館を活用したりするなど、読書活動と関連した指導の充実を支援します。
		新規 29 授業における読書活動の工夫に関する 情報の提供	オリンピック・パラリンピック教育推進校における、これらの関連書籍コーナーの設置等、学校図書館の活用の工夫や読書活動と関連を図った指導等、効果的な取組について各学校に情報提供するなど、読書活動の支援に努めます。さらに、東京都高等学校図書館研究会等、様々な研究会において、オリンピック・パラリンピック教育の充実に向けた読書活動について、具体的な指導方法等を検討し、各学校に普及するなどして、効果的な取組が図られるよう支援します。
		新規 30 オリンピック・パラリンピック関連資料の 紹介	学校で行われるオリンピック・パラリンピック教育を通して読書の幅を広げるよう、これらの歴史やスポーツ関連のほか、日本文化の魅力を実感する本や各国を知るための本などの資料紹介等を行います。
		新規 31 外国語図書を活用した情報発信[小・ 中、高校にも掲載あり]	外国語絵本や外国のテキスト等を配架した「英語の多読コーナー」を設置します。また外国語絵本の展示等により子供の外国語や外国への理解を深め、さらに外国語を母語とする子供の読書活動を支援する取組を行います。外国語の本を紹介するリスト等も作成し、取組とあわせて区市町村立図書館及び学校へ情報提供をします。